

## 事業共催・後援・名義後援申請書を提出される方へ

一般社団法人長野県サッカー協会

以下の書類をご用意下さい。

	書類名	書式	必要部数	備考
1	事業共催・後援・名義後援申請書	所定の申請書がございます。 (当協会のホームページよりダウンロードしてお使いください。)	1部	必要事項をご記入下さい。 押印を必ずお願いします。
2	申請に係る事業の概要 (どのようなことをやるのですか?)	所定の書式はございません。 (任意書式)	1部	当協会が共催または後援を許可する場合に、事業の内容を判断させていただく材料です。簡単で結構ですので、事業の内容を書面でお知らせ下さい。
3	パンフレット等	最近実施したもの。	1部	無い場合は結構です。
4	収支予算書(案)	所定の書式はございません。 (収入・支出がわかるようにお作り下さい。)	1部	入場料・参加料等の名目で、事業参加者に対し、金銭を徴収する場合に作成して下さい。

※ 申請が許可になるまで10日ほどかかります。

※ 許可になりましたら、申請者宛に決定通知書を送付します。

### 一般社団法人長野県サッカー協会事業の共催等に関する取扱要綱（抜粋）

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 競技会、講演会、講習会等の大会又は催しものをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 事業の趣旨及び方法に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 名義後援 事業の趣旨及び方法に賛同することをいう。

(申請手続)

第3条 事業の共催又は後援を申請しようとする者は、事業共催・後援申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第4条 事業共催・後援申請書の提出があったときは、会長は内容を審査のうえ、決定する。

2 本協会が共催し、又は後援する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 主催者についての基準

ア 本協会以外の日本サッカー協会に加盟する団体が主催するもの

イ 公益法人又はこれに準ずる団体が主催するもの

ウ その他の団体で、次号の基準に該当する事業を行うもの

(2) 事業内容についての基準

ア 事業の内容が、サッカー競技又はフットサル競技の普及・競技力向上に資する事業であって、公益性を有し営利を目的としないものであること。

イ 政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

ウ 事業の規模が本協会域又は本協会を含む地域にわたるものであること。

(3) その他の基準

ア 主催者・申請者の存在及び事業計画が明確であり、主催者の事業遂行能力が充分であると判断されるものであること。

イ 入場料、参加料等を主催者が徴収する事業については、その経費の算出等について明記をした資料が添付されたものであること。

3 前項の規定に係わらず、本協会に加盟する団体等が主催又は共催並びに後援する事業については、共催又は後援することができる。

4 審査の結果については、事業共催・後援決定通知書(様式第2号)により、会長が申請者に通知する。

以上

本件問い合わせ先(書類提出先)

一般社団法人長野県サッカー協会事務局

〒390-8565 松本市深志 2丁目 6-9 LON BLDG. 3F

TEL : 0263-87-8565 (平日 10:00~16:00) FAX : 0263-87-8587

E-mail : info@nagano-fa.or.jp

※メール送信される場合は、必ずお電話にてご一報ください。